

第57回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成17年12月6日（火）第57回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時40分

会議に出席した議員（17名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
4番	豊岡市	上坂正明	5番	豊岡市	梅谷光太郎
6番	豊岡市	岡満夫	7番	新温泉町	岡本和雄
8番	新温泉町	小林一義	9番	豊岡市	川口匡
11番	豊岡市	谷口勝己	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	吉岡正章			

会議に出席しなかった議員（2名）

3番	豊岡市	安治川敏明	10番	豊岡市	熊本善兵衛
----	-----	-------	-----	-----	-------

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山 正 幸  
書記 原 重 喜  
書記 長谷川 幹 人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
助 役 兼 総 務 課 長	瀬 崎 彊
収入役（豊岡市役所）	塚 本 信 行
代 表 監 査 委 員	大 禮 謙 一
総務課長補佐兼総務係長	片 山 正 幸
施 設 整 備 課 長	中 奥 薫
施 設 整 備 課 参 事	辻 忠 幸
施 設 整 備 課 参 事	谷 敏 明
監 査 委 員 事 務 局 長	池 上 晃

構成町長

香 美 町 助 役 岩 槻 健

## 議事日程

第1 仮議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

第4 議長選挙

第5 議席の指定

第6 会期の決定

日程追加 副議長辞職許可

日程追加 副議長選挙

第7 議員提出第3号議案 北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

日程追加 議会運営委員辞職許可

第8 議会運営委員の選任について

第9 広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員の選任について

第10 第38号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第11 報告第1号 専決処分したものの承認を求めることについて

(平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第2号))

第35号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

第36号議案 助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

第37号議案 平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第3号)

## 議事順序

1. 仮議席着席(任意に着席)

2. 開会宣言

3. 休憩

4. 再開

5. 管理者あいさつ

6. 開議

7. 仮議席の指定

8. 会議録署名議員の指名

9. 諸般の報告

10. 休憩

11. ~ 14. 議員協議会

15. 再開

16. 議長選挙  
〔投票の場合、立会人指名〕
17. 新議長就任あいさつ
18. 休憩  
〔新議長、議長席へ着任〕
19. 再開
20. 議席指定
21. 会期の決定
22. (日程追加) 副議長辞職許可  
〔副議長退席〕
23. 副議長退任あいさつ
24. 休憩
25. ~ 28. 議員協議会
29. 再開
30. (日程追加) 副議長選挙  
〔投票の場合、立会人指名〕
31. 新副議長就任あいさつ
32. 議員提出第3号議案 上程  
説明、質疑、討論、表決
33. (日程追加) 議会運営委員辞職許可  
〔議会運営委員退席〕
34. 休憩
35. ~ 38. 議員協議会
39. 再開
40. 議会運営委員の選任
41. 休憩  
議会運営委員会開催  
正副委員長互選
42. 再開
43. 議会運営委員会正副委員長互選  
結果報告
44. 休憩
45. ~ 47. 議員協議会
48. 再開
49. 広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員の選任

50. 休 憩

広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会開催  
副委員長互選

51. 再 開

52. 広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会副委員長  
互選結果報告

53. 第38号議案 上程

説明、質疑、討論、表決

54. 報告第1号及び第35号議案～第37号議案 上程

管理者提案説明

説明、質疑、討論、表決

55. 閉会宣言

56. 議長あいさつ

57. 管理者あいさつ

午前10時40分

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。開会前に議案の訂正をお願いいたします。

議会招集の通知文と一緒にお配りしました議案の目録において、議員提出の議案番号1番と表記しておりますが、正しくは本日記付いたしております議案のとおり、議員提出3番が正しいですので、ご訂正をお願いいたします。

また、本日、追加議案でお配りいたしております議案を1枚めくった1ページでございます。提出議員のお名前が誤りがございます。一番最後、吉岡正章議員さんの「あき」という字が誤っております。正しくは文章の「章」でございます。訂正して、深くおわび申し上げます。なお、この議案につきましては、後から差しかえさせていただきますので、ご了解ください。よろしくお願いたします。

それでは、おはようございます。

本日招集されました臨時会は、合併により、新温泉町の発足、豊岡市議会においては在任特例の終了により新たに選挙されて最初の議会であります。現在、議長が不在となっておりますので、議長が選挙されます間、地方自治法第106条の規定によりまして、副議長が議長の職務を行うことになっております。柴田幸一郎副議長をご紹介します。

（副議長着席）

副議長（柴田幸一郎） 皆さん、おはようございます。

本日、寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまご紹介いただきました柴田幸一郎でございます。

地方自治法第106条の規定によりまして、議長の職務を行いますので、何とぞ議員各位のご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

開会 午前10時42分

副議長（柴田幸一郎） ただいまの出席議員数は17名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第57回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時48分

副議長（柴田幸一郎） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

会議に先立ち、管理者よりごあいさつがあります。

管理者（中貝宗治） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え、本日ここに第57回北但行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会を賜りましたこと、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表する次第です。

豊岡市、新温泉町の選出議員の皆様には、さきのそれぞれの議会議員選挙においてめでたく当選の栄に浴され、ここに改めて心からお祝いを申し上げます。

また、過日開会されました豊岡市議会及び新温泉町議会の臨時会において、本組合議会議員に新しく選出されました議員、再度当選されました議員各位には、どうか組合発展のため、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今期臨時会は、議会運営の根幹をなす役員構成等を決定される極めて重要な議会であり、また私から提案いたします案件は、報告事項1件、事件決議1件、条例1件、補正予算1件、人事案件1件の合計5件です。よろしくご審議いただき、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

この際、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の状況等についてご報告申し上げておきたいと存じます。まず、施設建設費の負担割合の見直しについてです。広域ごみ・汚泥処理施設整備における建設費に係る負担金の分賦方法につきましては、昨年6月、旧1市10町で合併後に改めて関係市町で協議する旨を覚書として交わしていたことから、協議を行った結果、新温泉町合併後の去る11月29日に開催した構成市町長会において協議が調いました。これを受けて、各市町の12月定例会に組合規約の一部改正案が提案される予定となっています。

次に、上郷区への対応についてです。8月以降、上郷区の検討委員会の役割を区三役と組長11人による組長会が代行し、検討が進められる中、9月には奈良県桜井市クリーンセンターの視察が行われ、43名の区民の方々が参加されました経過につきましては、さきの定例会でご報告申し上げたところです。その後、組合職員も出席した組長会が3回開催され、その席上、上郷が適地として選定された経過、評価項目及び評価内容について説明を行ってきましたが、地元の過去の経緯や地元住民としての見解から、評価項目等に対する意見が出されております。そのような状況から、来る12月11日には管理者である私からも直接住民の方々にご説明申し上げ、ご理解、ご協力をお願いするための懇談会を開催させていただく予定としているところです。

次に、施設整備における中間処理施設の建設スケジュールについてです。平成13年度に策定しました北但地域ごみ・汚泥処理基本計画では、中間処理施設は、平成21年度竣工、平成22年度稼働開始の計画としていましたが、その見直し作業を進めるため、平成16年度に豊岡清掃センター、新温泉町クリーンセンター、矢田川レインボーにおける精密機能検査を実施しました。その結果につきましては、去る7月に開会されました議員協議会においてご報告申し上げたところです。それぞれの施設の稼働年数等から、更新時期は、豊岡清掃センターは平成23年度から平成25年度、矢田川レインボーは平成24年度から26年度、新温泉町クリーンセンターは平成22年度から24年度が想定されるところでありました。この精密機能検査の結果などをもとに、去る11月29日に開催した構成市町長会における協議の結果、平成24年度竣工、翌25年度に稼働開始するスケジュールで事業を推進していくことといたしました。

以上、簡単ではございますが、臨時議会の開会に当たりましてご報告とさせていただきます。

なお、これらにつきましては、後日、別途議員協議会の開催をお願いし、詳細をご説明申し上げることにいたしたいと存じます。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

副議長（柴田幸一郎） 管理者のあいさつは終わりました。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 仮議席の指定

副議長（柴田幸一郎） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

副議長（柴田幸一郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、上坂正明議員、梅谷光太郎議員を指名いたします。

#### 日程第3 諸般の報告

副議長（柴田幸一郎） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、安治川敏明議員、熊本善兵衛議員であります。

また、当局の施設整備課課長補佐、岩下省一から、公務のため本日の会議を欠席いたしたい旨申し出がありましたので、ご了承願います。

次に、当日配付議案として、議員提出第3号議案、第38号議案が提出され、お手元に配付しております。

次に、当局より報告第1号の議案説明資料が提出され、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

副議長（柴田幸一郎） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### 日程第4 議長選挙

副議長（柴田幸一郎） 日程第4、議長選挙を行います。

お諮りいたします。議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（柴田幸一郎） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（柴田幸一郎） ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、谷口勝己議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました谷口勝己議員を議長の当選人と定

めることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(柴田幸一郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました谷口勝己議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました谷口勝己議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選されました谷口勝己議員の議長就任のあいさつをいただきます。

谷口勝己議員 ただいまご推薦いただきまして、議長に就任いたします谷口勝己でございます。皆さんのこの選任についてうれしく感じますとともに、責任の重大さを痛感しておりますのでございます。

ましてや、この事業もいよいよ強力に推進していかないといけない難しいときでございます。その中で、13万5,000北但馬住民の皆さんが安心して、そしてまた安全な中で生活のできるような環境づくり、地域づくりもぜひとも進めていかないといけないと心しております。

当局の皆さんや、そしてまた議員の皆さん方の今後一層のご支援とご指導をいただいて、この任務を何とか果たしていきたいと思っております。どうかこれからもよろしくお願い申し上げます。(拍手)  
副議長(柴田幸一郎) 議長のあいさつは終わりました。

以上で副議長として職務を終えることができますのも、ひとえに議員各位のご協力によるものであります。まことに感謝にたえない次第であります。一言御礼を申し上げまして、議長を交代いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

議長(谷口勝己) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第5 議席の指定

議長(谷口勝己) 日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項により、議長において指定いたします。

1番山本賢司議員、2番吉田範明議員、3番安治川敏明議員、4番上坂正明議員、5番梅谷光太郎議員、6番岡満夫議員、7番岡本和雄議員、8番小林一義議員、9番川口匡議員、10番熊本善兵衛議員、11番吉岡正章議員、12番椿野仁司議員、13番田中要議員、14番宮脇諭議員、15番柴田幸一郎議員、16番浜上勇人議員、17番升田勝義議員、18番森井幸子議員、19番谷口勝己、以上のとおり議席を指定いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。暫時休憩中に議席の交代をお願いいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

議長(谷口勝己) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第6 会期の決定

議長（谷口勝己） 日程第6、会期の決定を行います。

本来であれば議会運営委員長より報告を受けるのですが、現在、欠員のため受けることができません。かわって議会運営の資料を配付していますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程追加 副議長の辞職許可

議長（谷口勝己） この際、ご報告いたします。ただいま柴田幸一郎副議長から、一身上の都合により、本日付をもって副議長の職を辞任いたしたいとの旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職について、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、地方自治法第117条の規定により、柴田幸一郎副議長の退席を求めます。

（15番 柴田幸一郎君退場）

議長（谷口勝己） お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、柴田幸一郎議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、柴田幸一郎議員の副議長辞職を許可することに決しました。

柴田幸一郎議員の着席を求めます。

（15番 柴田幸一郎君入場）

議長（谷口勝己） この際、副議長を辞職されました柴田幸一郎議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

柴田幸一郎議員。

柴田幸一郎議員 このたび副議長退任に当たりまして、ご許可いただきありがとうございます。

5月より以降、短い間でしたが、力いっぱい頑張ってきたなというように思っております。どうも大変ありがとうございました。（拍手）

議長（谷口勝己） 柴田幸一郎議員のあいさつは終わりました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時12分

議長（谷口勝己） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 副議長選挙

議長（谷口勝己） お諮りいたします。この際、柴田幸一郎議員の副議長辞職に伴い欠員となりました副議長の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、柴田幸一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました柴田幸一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました柴田幸一郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました柴田幸一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました柴田幸一郎議員の副議長就任のあいさつをいただきます。

柴田幸一郎議員 ご推薦をいただき、当選させていただきました。ありがとうございました。

このごみ問題につきましては非常に重大な問題でありまして、谷口議長さんより、事の重大さ等のお話がありましたけれども、今後、北但でのごみの問題、皆さんとともに相談をしながら取り組んでいきたいなというように思っております。

どうか今後ともよろしく願いをいたしまして、簡単ですけれども、あいさつにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（谷口勝己） 副議長のあいさつは終わりました。

日程第7 議員提出第3号議案（北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について）

議長（谷口勝己） 日程第7、議員提出第3号議案北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

上坂正明議員。

上坂正明議員 議員提出議案第3号、提案理由の説明を行います。

本日、追加で提出させていただきました議案書1ページをごらんください。議員提出議案第3号北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。まず、議会議長に「谷口勝己」と名前を入れていただきますようお願いいたします。11月29日の議員協議会での確認のとおり、議会運営委員会の委員の定数を6人から5人に改正しようとするものであります。

議案書4ページをごらんください。新旧対照表でご説明いたします。第1条第2項で議会運営委員会の委員の定数を6人から5人に改正します。

議案書3ページをごらんください。附則。この条例は、公布の日から施行する。公布は本日より行いますので、12月6日から施行します。

以上で説明を終わりますが、議員各位のご理解、ご賛同をよろしくお願いたします。以上です。

議長（谷口勝己） 質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、議員提出第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程追加 議会運営委員辞職許可

議長（谷口勝己） この際、ご報告いたします。ただいま山本賢司議員から、一身上の都合により、本日付をもって議会運営委員の職を辞任いたしたい旨の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議会運営委員の辞職について、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、地方自治法第117条の規定により、山本賢司議員の退席を求めます。

（1番 山本賢司君退場）

議長（谷口勝己） お諮りいたします。山本賢司議員の議会運営委員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、山本賢司議員の議会運営委員辞職を許可することに決しました。

山本賢司議員の着席を求めます。

( 1 番 山本賢司君入場 )

議長 ( 谷口勝己 ) この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

議長 ( 谷口勝己 ) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 8 議会運営委員の選任について

議長 ( 谷口勝己 ) 日程第 8、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に山本賢司議員、上坂正明議員、小林一義議員、森井幸子議員、吉岡正章議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

議長 ( 谷口勝己 ) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時33分

議長 ( 谷口勝己 ) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われておりますので、その結果をご報告いたします。

議会運営委員長に上坂正明議員、同じく副委員長に小林一義議員、以上のとおりであります。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

議長 ( 谷口勝己 ) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 9 広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員の選任について

議長 ( 谷口勝己 ) 日程第 9、広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員の選任についてを行います。

広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員の選任については、委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、議長により指名いたします。

委員に安治川敏明議員、上坂正明議員、梅谷光太郎議員、岡満夫議員、岡本和雄議員、小林一義

議員、川口匡議員、熊本善兵衛議員、椿野仁司議員、田中要議員、宮脇諭議員、升田勝義議員、森井幸子議員、吉岡正章議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました以上の議員を広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員を委員に選任することに決しました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。休憩中に広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時47分

議長(谷口勝己) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に広域ごみ・汚泥処理施設に関する陳情審査特別委員会が開催され、副委員長の互選が行われておりますので、その結果をご報告いたします。

同副委員長に椿野仁司議員、以上のとおりであります。

日程第10 第38号議案(監査委員の選任につき同意を求めることについて)

議長(谷口勝己) 日程第10、第38号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

当局に提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(中貝宗治) ただいま議題となりました第38号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

現在、本組合の議員選出の監査委員が不在となっておりますので、安治川敏明氏を選任したいと存じ、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。幸いご本人の内諾も得ていますので、議案中空白となっております住所を「豊岡市京町3番3号」と、氏名を「安治川敏明」と、生年月日を「昭和12年4月7日」とご記入いただきまして、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(谷口勝己) 質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。この際、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。第38号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり

り同意することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第11 報告第1号及び第35号議案～第37号議案(専決処分をしたものの承認を求めることについて外3件)

議長(谷口勝己) 日程第11、報告第1号専決処分をしたものの承認を求めることについて外3件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者(中貝宗治) それでは、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてをご説明申し上げます。専決第1号は、非常勤嘱託職員1名分の11月から12月まで、2カ月分の人件費について、11月1日に専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次に、第35号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてですが、これは兵庫県市町村職員退職手当組規約で定める組合を組織する市町等を変更するため、議会の議決を求めるものです。

次に、第36号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、構成市町であります豊岡市の常勤特別職の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を改定するものです。

次に、第37号議案平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第3号)につきましては、派遣職員給与に不足が生じるほか、今後の予算執行見込みを精査し、所要の補正を行うものです。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(谷口勝己) 続いて、議案ごとの説明に入ります。

報告第1号について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) 引き続きご説明を申し上げます。

まず、専決第1号でございます。北但行政事務組合一般会計補正予算第2号でございます。

議案のつづりの3ページをごらんください。今回の専決をいたしました補正は、歳出のみの補正でございます。

内容につきましては、10、11ページをお開きください。補正予算説明書でございます。人件費でございます。管理者申し上げましたように、報酬、職員手当等、これは通勤手当でございますけれども、2カ月分を計上しております。その財源といたしましては、一般財源で、予備費からその分を持ってきておりまして賄っております。

なお、お手元に報告第1号説明資料ということで、本非常勤嘱託職員の職務内容等についてお配

りをしておりますので、ご清覧を賜りたいと存じます。

議長（谷口勝己） 引き続き、第35議案についても説明を求めます。

総務課長（瀬崎 彊） それでは、次に、第35号議案でございます。兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてでございます。

13ページをお開きください。市町合併等に伴いまして、退手組合を組織をいたします市町等に移動が生じるようになっておりますため、合併特例法第9条の2第2項及び地方自治法第290条の規定により、それぞれ構成団体の議会における同文議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、16ページ以降の新旧対照表でご説明を申し上げます。16ページをお開きください。この一部改正規約につきましては3条立てになってございますが、まず第1条関係でございます。16ページ、別表第1号といたしますのは、組合を組織をいたします市及び一部事務組合を掲げております。この部分につきましては改正でございます。18年の2月の11日に洲本市と五色町が合併をいたします。これに伴いますものでございまして、まず最初にアンダーラインを引いております。豊岡市の前に洲本市が加わってまいります。従前、洲本市は退手組合に入っておりませんでしたけれども、今回の合併によりまして、新たにこの退手組合に加入をすることでございます。それから、中ほど、津名郡広域事務組合が淡路市・洲本市広域事務組合というぐあいに事務組合の名称変更でございます。

17ページであります。別表第2号ですが、これは組合議会議員を互選する場合の選挙の選挙区の一部改正でございます。第2区であります。津名郡、これ五色町でございますが、これが消滅をいたしますので、それを削ります。かわりまして洲本市が第2区に入ってしまうということでございます。

これらの改正につきましては、18年の2月11日から施行になります。

18ページをお開きください。第2条関係でございまして、18年の3月20日に加東郡3町が合併をいたしまして、加東市が発足をいたします。これらに伴いますものでございます。まず、別表第1号でございます。加東市が新たに加わります。それから、改正前の中ほどでございます。加東行政事務組合というのがございます。これが解散をいたします。解散をいたしまして、この業務はすべて加東市に承継をされるということで、事実上脱退ということでございます。それから、下の方に参りまして、小野市、社町、東条町環境施設事務組合、これが小野加東環境施設事務組合というぐあいに名称変更になります。

19ページでございます。別表第2号の表でございますが、同じく選挙区の関係でございます。第2区でございます。加東郡3町がなくなりますので、これが削られまして、新たに加東市が加わってまいりますという内容であります。

これらの改正は、18年の3月20日から施行となります。

次に、20ページでございます。18年の3月の27日に姫路市と香寺、安富、家島、夢前が合併をいたしますが、これらに関連をいたしまして、一部事務組合の解散、改組等が行われます。これに伴うものでございます。まず、改正前のところの内容でございますけれども、最初のアンダーライン

が引いてございます神崎郡市川町外四ヶ市町共有財産一部事務組合、これの脱退でございます。内容は、現在、将来ともにプロパーの職員がいない、採用の予定もないということで脱退をするということによりまして、これが削られてまいります。それから、その下の方に参りまして、神崎郡南部斎苑事務組合、これが姫路福崎斎苑施設事務組合というぐあいに名称が変わってまいります。変更になってまいります。

21ページであります。選挙区の関係ですが、第3区です。飾磨郡、これは家島、夢前が飾磨郡になりますが、これが消滅をいたします。さらに宍粟郡、安富町がこれに該当いたしますが、これがなくなります。したがって、この2つの郡がここから削られるという内容でございます。

これらの改正につきましては、18年の2月27日から施行となります。以上でございます。

次に、第36号議案でございます。助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正内容につきましては、26ページ、27ページをごらんください。26ページは新旧対照表でございます。別表第1でございまして、これはそれぞれの基準日によりまして、在職期間ごとの支給割合を定めたものでございます。12月の1日の基準日の部分につきまして、それぞれ100分の5から100分の1.5ずつ引き上げを図ろうとするものでございます。

27ページでございます。施行期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行いたしまして、17年の12月1日にさかのぼって適用をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、第37号議案でございます。平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第3号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,069万3,000円といたすものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書38、39ページをごらんください。まず人件費でございます。44万6,000円の増額でございますけれども、共済費につきましては、市町村職員共済組合の追加費用の負担率の変更に伴います増額でございます。報酬、職員手当につきましては、先ほど専決でお願いをしております部分につきまして、さらに1月から3月までの3カ月分を嘱託職員についてお願いをさせていただきたいという内容であります。物件費、マイナスの2万6,000円でございます。これらは今後の執行予定等を精査いたします中で整理をさせていただいておるものでございます。補助費でございます。派遣職員給与費負担金でございまして、事実上人件費に相当するものでございまして、私どもは8名の職員の派遣を受けておりますけれども、当初の予算に比べまして実際に派遣を受けました者との間の給与の差、あるいはこの10月に人事異動いたしました関係、これらを含めまして、ここに書いております772万1,000円の不足を来しております。これらを増額補正をお願いをするものでございます。

一般財源内訳でございますけれども、すべて市町の負担金をお願いをするということで、その内訳につきましては、35ページに掲げておるとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（谷口勝己） 以上で提出議案に対する説明は終わりました。

これより、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて（平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号））の質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。報告第1号ということで、11月1日に予算補正を含めて専決もし、非常勤の嘱託職員を参与という形で助役の下に置くというふうなことで既に執行がなされておるといふふうには見せていただいております。同時に、説明資料ということで、分掌事務ということについてもお示しをいただいておりますけれども、非常勤で、しかも嘱託の職員、こういうものの職務権限というのはどんなふうの規定をされるものなのか、そのあたりを少し伺っておきたいというふうに思います。

さらに、現在の職員体制で嘱託参与がないとこの分掌されてる事務ということが執行できないということなのか、そのあたりもあわせて伺っておきたいと思います。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 非常勤嘱託職員の職務権限ということでございますが、決裁の権限はございません。私どもが上司の方から指示をいたしましたりする部分につきまして、その職務を執行していただくという権限でございます。

それから、現在8名で職務を行っておりますが、より事業の推進を図るためには大型の事業等に精通をしております職員、過去にそういう経験、識見を有しておる職員をぜひ雇用いたしまして、前進を図りたいと、こういう趣旨でございます。

議長（谷口勝己） 山本賢司議員。

山本賢司議員 決裁権限はないということですので半分は安心をしましたが、逆にそういう権限のないという方がここで分掌事務というふうにされてることを、特に用地関係ですとか道路関係、そういうあたりが事務だということに読めるわけですが、決裁権限がないという状況の中でどれだけのことが期待をされるのか、あるいは先ほどもお答えの中で識見なり経験なりということが言われたわけですが、この経験というのはどういう経験をお持ちなのか、その点も伺っておきたいと思います。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） まず、経験でございますけれども、過去に建設あるいは農林といったような事業畑で多くの事業に携わってきた経験ということで、これらはもちろんそれぞれの地域の地元との折衝、調整、さらにその事業を推進してまいり際に、当然、国、県等の事業とも関連をしておりますということで、そこでの調整等も図ってきた豊かな経験を有しておるという意味合いでございます。以上です。

議長（谷口勝己） よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありませんか。

山本賢司議員。

山本賢司議員 この専決をされてるものについて承認を求められておるわけですが、承認をしないという立場で討論をさせていただきます。自席でよろしいでしょうか。そちらへ行くんでしょうか。

議長（谷口勝己） いえいえ、そちらでよろしい。

山本賢司議員 ありがとうございます。ただいま議題となっております専決第1号平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）ということで、11月の1日に専決がなされ、既に11、12と執行をされておるということになっておるわけですが、先ほど来の質疑をさせていただきましたように、嘱託の非常勤職員を参与として11月1日付で採用し、その者に施設建設適地地区との調整、あるいはこの広域ごみ・汚泥処理施設の整備事業に係る国県等の事業との調整というふうなこと、さらにはこの事業を推進をするというふうなこと事務分掌がなされておるということになっておるわけですが、私は、先ほどもありました現在8名で事務をとっておられると、その大部分は施設整備課ということで、その中身というのはほぼコンサルに出すというふうなことこの間もやってきておる部分というのがほとんどだというふうに私自身には思っております、新たに職員を入れないとできないということにはならんのではないかなというふうに思っておるもんですから、こういうやり方というのはいかがかなというふうに思っております。

よって、本専決事項の承認については承認しないということで、反対の討論という言い方がなかなか妥当かどうかというのはありますけれども、承認をしないという立場での討論にしたいというふうに思います。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議長（谷口勝己） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて（平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号））について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（谷口勝己） ありがとうございます。起立多数であります。よって、報告第1号専決処分したものの承認を求めることについて（平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認されました。

これより、第35号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は、原案のとおり可決されました。

これより、第36号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。議案第36号助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてということで、12月の期末手当を0.05月引き上げをすると、本日は12月の6日であります。それぞれの各市町の議会では11月中旬に臨時会等が、あるいはいろいろありますけれども処置がなされた。このものが専決でもなくて、6日というこの日に、12月1日に、基準日にさかのぼって実施をしたいというふうな内容になっておること、まずそのこと自体が、私はこの議案の出し方の問題として非常に疑義があるということの一つは思っておりますのと、いま一つは、提案理由のご説明の中で、豊岡市の常勤特別職の手当に準じるという説明がなされたわけであります。豊岡市の常勤特別職の手当というのは、もちろん議決をされてということではあるんですけども、何によって0.05月引き上げをするということがなされたのでありましょうか。よその町、よその議会のことでありますから、我々がここで云々するということが正しいとは思いません。しかしながら、説明が豊岡市のということで理由の説明がありましたので、あえて伺っておきたいと思えます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 従来から当組合の助役の報酬につきましては、特に今議題になっております期末手当でありますけれども、豊岡市に準じて措置をしまりました。今回もそれに倣ったものでございます。

さらに、豊岡市において0.05月を引き上げるといった判断がなされたことについてでございますが、人勤制度を遵守するというので、特別職自体は関係ないわけでありましてけれども、従来から豊岡市において期末手当については一般職の人勤をそのまま踏襲するということがなされておりましたので、それに従ったものと、またそのことを議会の方が承認をされたものと、このように承知をいたしております。

議長（谷口勝己） ほかがございませんか。

山本賢司議員 ちょっと待って。きょう6日ですよ。1日にさかのぼって適用するって、このこと自体いかがなんですか。

議長（谷口勝己） 総務課長。どうぞお願いします。補足しといてください。

総務課長（瀬崎 彊） きょうは12月の6日でございますけども、それを12月の1日にさかのぼってということでございます。場合によれば専決というようなこともあり得るかと思えますけれども、こういったものについてはやはり正規のルートで、正規の手続で条例改正をお願いするのが筋だということでございます。

それから、不利益部分にならない部分については、これは遡及適用ということも許されてる制度でございますので、こういうもので今回提案をさせていただいたと、こういうことでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（谷口勝己） 山本賢司議員。

山本賢司議員 今、助役から、12月1日にさかのぼってということで、12月期末の手当というのは12月1日を基準日とするということから、こういう施行期日等ということで、要綱等もくっつけるというつくりをしているんだらうというふうに思いますけれども、助役のお答えの中で、利益は遡及をすることが言われました。不利益は遡及しないということの逆で、要するに利益はさかのぼる、不利益はさかのぼらないということだらうというふうに思いますけれども、豊岡市さんでは不利益が遡及をされなかったんでしょうか。

私は、人勸を尊重するというふうに管理者がおっしゃったそのことからすれば、ここで豊岡市云々と言ってるのは豊岡市を理由にされるからですよ、豊岡市がイエス、ノーということを私は言うわけではありません、恐らくや豊岡市さんでも人勸を実施するという中で、4月にさかのぼって本給を0.36%というものを本俸を引き下げてるんだらうと思います。私は職員に対しては不利益を遡及させながら、みずからの手当を利益は遡及して構わないんだというふうにみずからおっしゃるということ自体が非常に不思議で仕方がありません。きょう、今この場が逃れたらいいというふうに思ってたんじゃないんでしょうか。それとも全体の整合性をお考えになってらっしゃるんでしょうか。

管理者みずからも特別職は人事院勧告の対象ではないということを明確におっしゃった。私どももそう思っているわけです。ですから、このような議論をさせていただいております。率の問題、0.05月がどうかという問題ではなくて、原理原則、考え方の基礎の問題、さらにはどのまちも合併して新しいまちになって財政大変だということをおっしゃってるわけでしょう。みずからの利益は遡及して構わないんだと、専決のやり方もあったけれども、こうやって期日を過ぎてからさかのぼるということを出させてくれと、これで認めてくれという話なんですよ。私は、その辺のことをきちっと整理をしていただきたいということをお尋ねをしておきます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） ちょっと舌足らずであったようですが、そもそも人勸制度そのものがさかのぼるということ通常やるものでございます。山本議員も多分ご出身の町で、職員の給料を上げるときにもさかのぼってということについて賛成をされてきたはずでございます。

そして、特別職の報酬につきましては、月々の報酬自体はこれはもう人勸と関係なしに固定であります。したがって、過去に職員の給与が人勸制度に基づいて上がる場合にも上がることをせずにそのままとどまっております。ここは固定するという制度になっておりますので、これはやむを得ない。しかしながら、期末手当につきましては、これは上がり下がりがございますので、それに従った。たまたま今回は期末手当が上がるということであるので山本議員が言っておられるわけですが、もし人勸の内容が下がるものであったとすれば、当然下げるという条例案を提案をした

だろうと思います。

山本議員が人勤制度を尊重するという点についてこれまでどういう態度をとってこられたか私は知りませんが、私といたしましては、極力制度を尊重し、特別職についても同様の考え方に基いて提案をさせていただいた。しかも、たまたま説明は助役がいたしましたけれども、提案したのは私でございますので、私の考えとして述べさせていただきました。

議長（谷口勝己） 山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。管理者から人勤はさかのぼることが前提になると、上がる下がるというのは別の問題でね、ということ。同時に、山本、おまえも職員の人勤実施には賛成をしたはずだというふうにおっしゃっていただきましたので、余り褒められる話ではありませんけれども、香美町の議会で、職員に関しての条例そのものについては私は賛成という態度をとりませんでした。その前提として、先ほどからやりとりをしております利益は遡及する、不利益は遡及しないという従来からの人勤実施の際の一つの大原則だったというふうに私は思っておりますけれども、そういうものがいともたやすくさかのぼるもんだと、この一言で提案者あるいは管理者から、従来からあったはずの原理原則が投げ捨てられる、このことに対して、うちの話はどうでもいいですけども、香美町の議会でもそうでありましたけれども、ここでも同じ趣旨のお答えがされるというところで、私は従来からの原理や原則や大事にすべきものがどんどん投げ捨てられてるなあという、非常に寂しさを感じております。

これ以上やりとりしても同じだろうというふうに思いますので、問われたんではありませんけれども、あえて申し上げておきます。

議長（谷口勝己） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は、原案のとおり可決されました。

これより、第37号議案平成17年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はございませんか。

山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。私自身がここの、この4月1日の異動あるいは10月1日の異動というのを正確に承知してはいるわけではないもんですから、異動で、あるいは実際に派遣されてる職員ということとの関係で給与費が足りないという状況の話は少し聞かせていただいたもんですから、半分、えっと思っておるんですけども、772万1,000円、このものがさらに必要になるということですよ。

私はこの組合の職員というのは10名いらっしゃったという時期があったと思うんですね。私の承知する限りでは、10月の1日の異動で前澤田課長でしょうか、が不在になって助役が兼務をされると、さらに議会事務局長も澤田課長が兼務をしておられたんですけども、片山君が局長というふうになっておるんだというふうに思っております、どちらかという費用が少なくなくて済むという話ならわかるんですけども、このあたりもうちょっとわかるようにご説明いただけませんか。

議長（谷口勝己） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 現在、この組合で派遣を受けております職員は8名でございます。当初予算に計上しておりました職員数も数の上では8名でございます。8名には変わりはありません。しかし、当初予算に見積もりました職員の、人間のことでありますので給与の単価と申し上げるのはちょっと失礼かと思っておりますけれども、要するに単価、これが非常に低く見ておったということが原因でございます。決して増員によって不足を生じたであるとか、そういう事情ではございません。

ただ1点、当初予算に人件費を既に各市町に予算要求をいたしましてお願いをいたしました後に、市町合併等にかかわります電算機等のシステムの改造が必要になったであるとか、そういったことでこの人件費の一部をそちらの方に組み替えて当初予算を組んだと、こういう事情もございまして、今申し上げておりますような、ここをお願いしておりますような金額になってまいっておりますという事情がございますので、ご賢察を賜りたいと思います。

議長（谷口勝己） よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第57回北但行政事務組合議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後0時27分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（谷口勝己） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期臨時会は、浜坂町、温泉町の合併、豊岡市議会の選挙後最初の組合議会であり、新たな議会

の役員構成を慎重にご審議賜り、適切妥当な決定を得まして、ここに閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためまことにご同慶にたえないところでございます。

議員各位のご精励とご協力に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。今後は議会運営全般にわたり、議員各位の格別のご理解とご協力をいただきながら、議会の機能を十分に発揮し、地域住民の信頼にこたえる議会活動を全うしてまいりたいと、意を新たにいたしております。どうか議員各位の一層のご支援を心からお願い申し上げます。

また、当局におかれましては、議会へのより適切な対応とあわせ、広域行政としての業務の執行に全力を傾注されますことを切望してやまない次第であります。

議員各位には、定例議会中など何かとご多忙と存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、組合運営のためにご活躍賜りますようご祈念申し上げ、簡単粗辞であります。閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、ただいま滞りなく日程を終え、ここに閉会の運びになりましたことは、まことにご同慶にたえません。殊に今期臨時会は、議長、副議長を初めとする役員の変更が行われ、新たな陣容をもって議会の運営、活動の体制が整いましたことは、まことに喜びにたえないところです。この機会をおかりしまして、議長に当選されました谷口勝己議員並びに副議長に当選されました柴田幸一郎議員に対しまして、衷心よりお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍を期待申し上げます次第です。

また、本組合は、構成市町とさらに連携を図りつつ、広域ごみ・汚泥処理施設の整備に向け全力を傾注してまいりたいと存じますので、議員各位の格別のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。

師走となり、これからますます寒さが厳しくなります。議員各位には健康に十分ご留意の上、ますますご健勝にてご活躍いただきますよう心から祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。